

情報セキュリティ監査実施要綱

平成19年3月30日

18川総シ企第1375号

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市情報セキュリティ基本方針に関する規程（平成19年川崎市訓令第1号。以下「規程」という。）第7条に定める情報セキュリティ監査に関する監査（以下「監査」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、使用する用語の意義は、規程で定めるもののほか、次に定めるところによる。

- (1) 所管局 規程第2条第1号で定める各局をいう。
- (2) 所管局長 前号の所管局長をいう。
- (3) 監査対象 所管局において所管し、又は利用する情報資産のうち、監査の対象として計画されたものをいう。

(適用基準)

第3条 監査は、次の条例、規則、基準等を適用基準とするものとする。

- (1) 個人情報保護及び情報セキュリティに関する法令、条例、規則等
- (2) 規程、対策基準及び監査対象に関する実施手順
- (3) 地方公共団体における情報セキュリティ監査に関するガイドライン（総務省 平成19年7月6日）

(情報セキュリティ監査部門)

第4条 監査に関する事務は、総務企画局長が行うものとする。

(監査計画)

第5条 情報統括監理者は、監査の実施に先立ち、次に掲げる事項についての

監査計画を策定し、監査対象に係る所管局長に通知するものとする。

- (1) 監査対象の名称
 - (2) 所管局
 - (3) 実施内容
 - (4) 実施時期
 - (5) その他必要な事項
- (所管局長の機能)

第6条 監査対象の所管局長の機能は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 監査の実施に係る局内等の調整に関すること。
 - (2) 監査に必要な資料及び情報の提供に関すること。
 - (3) 監査の結果に基づく局内等における改善に関すること。
- (監査の委託)

第7条 監査は、情報セキュリティに関する資格及び経験並びに監査の内容に応じた技術を有する情報セキュリティ監査人が所属する法人に委託して行うものとする。この場合において、当該法人は、監査対象と直接利害関係がないこととする。

(監査実施計画)

第8条 情報セキュリティ監査人は、監査の実施に当たって実施体制、実施内容、実施時期等について明確にした監査実施計画を策定しなければならない。

(監査実施協力)

第9条 総務企画局長及び所管局長は、監査の実施に当たって相互に緊密な連携を保ち、情報セキュリティ監査人に協力し、監査が適正かつ円滑に行われるように努めるものとする。

(監査報告)

第10条 情報セキュリティ監査人は、監査の結果について次の事項を記載した監査実施報告書を作成の上、総務企画局長に報告しなければならない。

- (1) 実施年月日
- (2) 実施内容
- (3) 実施結果及び指摘事項に係る対処策
- (4) その他特記事項

(監査結果の通知)

第11条 総務企画局長は、前条に定める監査の結果について所管局長に通知するものとする。

(改善策の策定)

第12条 所管局長は、監査指摘事項に係る改善策を策定し、情報セキュリティ管理会議の審議を経た後、総務企画局長に報告するものとする。

(監査結果及び改善策の報告)

第13条 総務企画局長は、監査結果及び監査指摘事項に係る改善策について、情報統括監理者に報告するものとする。

2 情報統括監理者は、必要に応じ、監査結果及び監査指摘事項に係る改善策について、川崎市情報化推進本部に報告するものとする。

(改善策実施結果の報告)

第14条 所管局長は、監査指摘事項に係る改善策の実施後、速やかに改善結果について総務企画局長に報告しなければならない。

2 総務企画局長は、必要に応じ、所管局長に対し監査指摘事項に係る改善策の実施状況について報告を求めることができる。

(その他必要な事項)

第15条 この要綱に定めるもののほか、監査に関し必要な事項は、情報統括監理者が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(川崎市情報セキュリティ監査実施要綱の廃止)

2 川崎市情報セキュリティ監査実施要綱（平成17年8月30日川総シ企第375号）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。